

## 伊方原発運転差止 第3次訴訟 原告募集！！

伊方原発運転差止訴訟は、四国電力に対して伊方原発のすべての原子炉の運転停止を求める訴訟です。第1次提訴（2011年12月8日）、第2次提訴（2012年3月28日）を合わせて622名の原告団です。「伊方原発をとめる会」では、新たに第3次訴訟に向けて原告の追加募集をします。ぜひ原告に加わってください。

- 1 原告の募集締切は8月15日（木）です。参加される方は、「訴訟委任状」と「承諾書」に署名押印の上、締切日までに「伊方原発をとめる会」事務所へ送付してください。  
なお、「委任状」の住所欄は、住民票と同じ住所表記でご記載ください。  
印鑑は認印で結構です。「委任状」右上欄外の大きな○の中にも捺印をお願いします。
- 2 原告の方には、お一人につき1万円の訴訟費用のご負担をお願いいたします。  
原告1人の場合には1万3000円の印紙代が必要で、原告が数百人になっても、お1人あたり5000円前後の印紙代が必要です。それ以外に、証拠、証人、鑑定等に多額の費用を必要とします。ご了解ください。下記の送金先にお振込みください。領収書が必要な方は「承諾書」の末尾にお書きください。
- 3 未成年の方でも原告になれますが、「委任状」には当人のほかに親権者の住所・氏名の記載と捺印が必要です。当人と親権者の関係が分かる戸籍謄本（1通）も用意してください。
- 4 事務局から原告の皆様への連絡・通信は、電子メールが中心になります。代理の方のメールアドレスを使われる場合、送信の宛名は原告の方のお名前になります。電子メールでの通信が不可の場合は郵送やメール便等によりますが、メールに比べ便数が少ないことをご了解ください。
- 5 原告の氏名は、「訴状」に記載する関係で、氏名の秘密が守れないことをご了解ください。
- 6 物理的制約があり、原告全員が法廷に入廷することはできません。事務局でくじ引き等を行ない、入廷者を選定します。ご了解をお願いします。
- 7 訴訟の進行や終結については弁護団と原告団で協議しますが、最終的には弁護団の意向を尊重するようにお願いします。
- 8 提訴は8月20日（火）です。午後2時に提訴。その後、報告集会を松山市二番町のR2ビル（四国ろうきん愛媛のあるビル）5F会議室で行います。
- 9 原告の皆様には「伊方原発をとめる会」への入会をお願いしています。  
年会費は個人会員、1口1000円です。  
【送金先】 郵便振替 口座番号 01610-9-108485  
口座名「伊方原発をとめる会」

※ 郵便振替の「払込取扱票」の通信欄に、原告氏名と送金の内訳を書いてください。

※「承諾書」と「訴訟委任状」（一般用と未成年者用があります）は「伊方原発をとめる会」のホームページ <http://www.ikata-tomeru.jp/> からダウンロードできます。

「伊方原発をとめる会」事務局 〒790-0003 愛媛県松山市三番町 5-2-3 ハヤシビル 3F  
電話 089-948-9990 FAX 089-948-9991 メールアドレス： [info@ikata-tomeru.jp](mailto:info@ikata-tomeru.jp)